

令和5年6月9日

各 位

群馬県安中市原市 668-6  
群馬県信用組合  
理事長 新野 正行

### 不祥事件の発生について

この度、当組合において元職員による下記の不祥事件が発生いたしました。  
信用と信頼を最も大切にする信用組合においてこのような不祥事件が発生しましたことにつきましては、被害に遭われたお客様をはじめ日頃より当組合を信頼しご支援ご愛顧を頂いておりますお客様、組合員の皆様、そして当組合関係先の皆様には多大なご心配とご迷惑をおかけすることになり心より深くお詫び申し上げます。

今般の事件を厳粛に受け止め今後は不祥事件の再発防止に努め信頼回復に全力を挙げる所存でありますのでよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 事件の概要

事件の当事者	元営業店職員 男性（30代）
事件の概要	担当していたお客様68先（個人、法人）の定期積金の掛金、売上金等集金したお金を当日に入金せず着服、普通預金払戻金、定期積金払戻金を当日届けず着服していました。
発生支店	高崎貝沢支店
被害金額	累計着服金額 35,121,536 円、事故金額 14,279,098 円 事故金額については元職員および元職員の親族により全額弁済されております。
発生期間	令和3年11月25日～令和5年3月27日（1年4か月）
発覚の端緒	令和5年3月27日（月）お客様より売上金が口座に入金となっていない旨の申出がありました。支店で調査した結果、売上金の未入金があり着服が発覚しました。

※累計着服金額・・・着服したお金の合計額

※事故金額・・・・・・着服したお金の中で発覚時返金されていなかった金額

## 2. お客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係を詳細にご説明した上で深くお詫びを申し上げます。

また、お客様に対して被害金額は全額弁償済であることを説明しました。

## 3. 監督官庁への届出等

本事件については、発覚後、法令に基づき監督官庁へ報告しております。

所轄の高崎警察署には不祥事件発生について報告をしております。

## 4. 人事処分

元職員につきましては、令和5年6月2日付で懲戒解雇処分といたしました。関係者につきましては、管理責任を明確にするため内部規程により厳正な処分を行い、更に常勤役員全員の役員報酬の減額を予定しています。

## 5. 今後の対応

当組合では、コンプライアンスを経営の最重要課題として取り組んでまいりましたが、この度の当組合の元職員による着服事件が発生したことを厳粛に受け止め、本事件の発生原因を事務管理、行動管理、人事管理、法令等遵守等の問題点に整理し、それぞれの管理態勢の見直しに取り組んでまいります。さらに、より適正な業務遂行に努め、内部管理態勢を充実・強化し、信頼回復に取り組んでまいります。

## 6. 本件に関するお問合せ先

群馬県信用組合 コンプライアンス室 (湯浅、福島、井上)

担当者連絡先 027-382-2433 FAX 027-381-1179

連絡可能時間 AM9:00~PM5:00 (但し、当組合の休業日を除く)

以 上